

九度山町業務継続計画

令和5年3月
九度山町

目 次

第 1	基本的事項	1
1	業務継続計画策定の背景	1
2	業務継続計画（BCP）とは	1
3	業務継続計画の目的と効果	2
4	本計画における対象組織	3
第 2	計画の基本方針	4
	基本方針 1	4
	基本方針 2	4
	基本方針 3	4
	基本方針 4	4
第 3	業務継続計画の位置づけ（地域防災計画との関係）	5
第 4	業務継続計画に特に重要な 6 要素	7
1	首長不在時の明確な代替順位及び職員の参集体制	7
2	本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特典	7
3	電気、水、食料等の確保	7
4	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	7
5	重要な行政データのバックアップ	7
6	非常時優先業務の整理	8
第 5	前提とする災害事象と被害想定	9
1	計画策定の前提となる災害事象の設定	9
2	町域の地震被害想定	9
3	九度山町の被災シナリオ	13
第 6	非常時優先業務	15
1	非常時優先業務とは	15
2	業務（応急対策業務、通常業務）の着手時期・優先度	16
第 7	業務継続計画の発動	22
1	災害対策本部の設置による発動	22
2	発令の基準と配備人員	23
3	災害対策本部の分担業務	24
第 8	職員参集の予測	29
第 9	業務執行体制の確立	30
1	初動態勢の確立	30
2	必要な人員体制の確保	32
3	業務執行体制に関する課題と対策	35
第 10	業務継続のための執行環境の整備	38
1	本庁舎	38
2	電力	40

3	上水道.....	42
4	多様な通信手段の確保.....	43
5	重要な行政データのバックアップ.....	46
6	エレベーター・空調.....	47
7	食料・飲料水・トイレ・消耗品の確保及び備蓄、その他.....	49
第 11	業務継続計画の推進等.....	52
1	業務継続計画の点検・見直し.....	52
2	実効性の確保.....	53
3	教育・訓練.....	53
■	末尾資料.....	54

第1 基本的事項

1 業務継続計画策定の背景

平成23年3月に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害をもたらすとともに、庁舎・職員が被災した市町村においては、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥りました。平成28年4月に発生した熊本地震においても、行政機関の庁舎が使用できない事例がみられ、これらの地震災害では、市町村等の行政機関自身も大きな被害を受け、行政機能の停止あるいは低下が、被災者への支援や被災地の復旧・復興の遅れの一因となりました。

九度山町を含む和歌山県においては、南海トラフ巨大地震や中央構造線断層帯を起震断層とする地震の切迫性が懸念されており、被害の低減に向けた平常時からの備えが必要になっています。

町は、大規模災害が発生した際、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策を実施する中心的な役割を担っています。大規模災害発生時であっても町の行政機能の低下を最小限にとどめ、町地域防災計画に定められた応急対策業務とともに、住民生活に最低限必要な行政サービスを停止することなく継続あるいは早期再開のため、非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要になっています。

2 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画とは、人、物、情報等の利用可能な資源に制約がある状況下において、業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統等について必要な措置を講じるとともに、優先的に実施すべき応急対策業務及び継続すべき通常業務を特定することにより、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

大規模地震が発生した場合、平常時の人員と執務環境を前提として業務を行うことは困難になることが予想され、業務の停止や中断により、住民生活や社会経済活動に重大な影響が生じ、また、職員の被災や交通機関の麻痺等によって応急対応等を担う人員が不足することも想定されます。

地方公共団体の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては各種の災害対応マニュアルがありますが、業務継続計画は、これらの計画等を補完するとともに、地方公共団体自身が被災し、利用可能な資源の制約が伴う条件下においても、応急対応業務の実施だけでなく必要な通常業務も維持・継続するため、業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を目指すものです。

3 業務継続計画の目的と効果

(1) 業務継続計画の目的

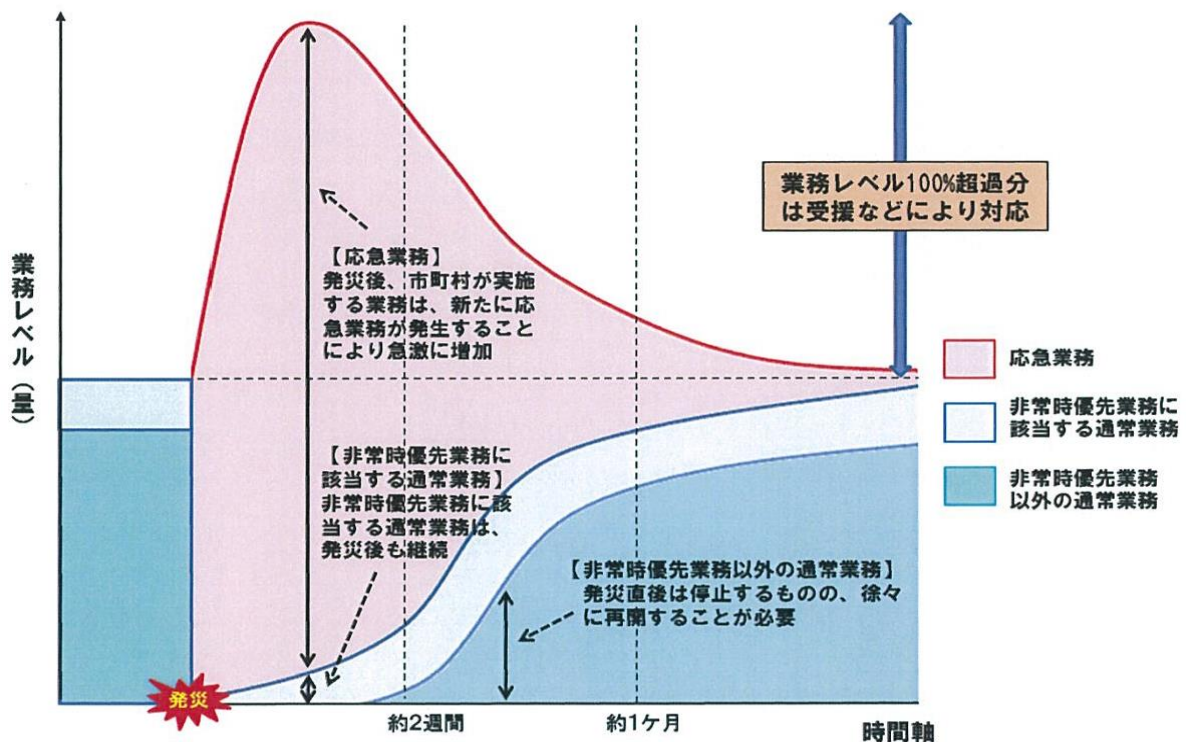
地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えています。

本町が自治体としての責務を果たすために必要不可欠な「応急対策業務及び継続すべき通常業務（非常時優先業務）」をあらかじめ選定して、町行政機能が低下した場合であっても、業務の早期再開と平常の行政機能への復帰を図ることを目的として、「九度山町業務継続計画」を策定するものとします。

(2) 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し極めて膨大なものとなり、特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し（次図参照）、それらを迅速かつ確実に処理しなければなりません。

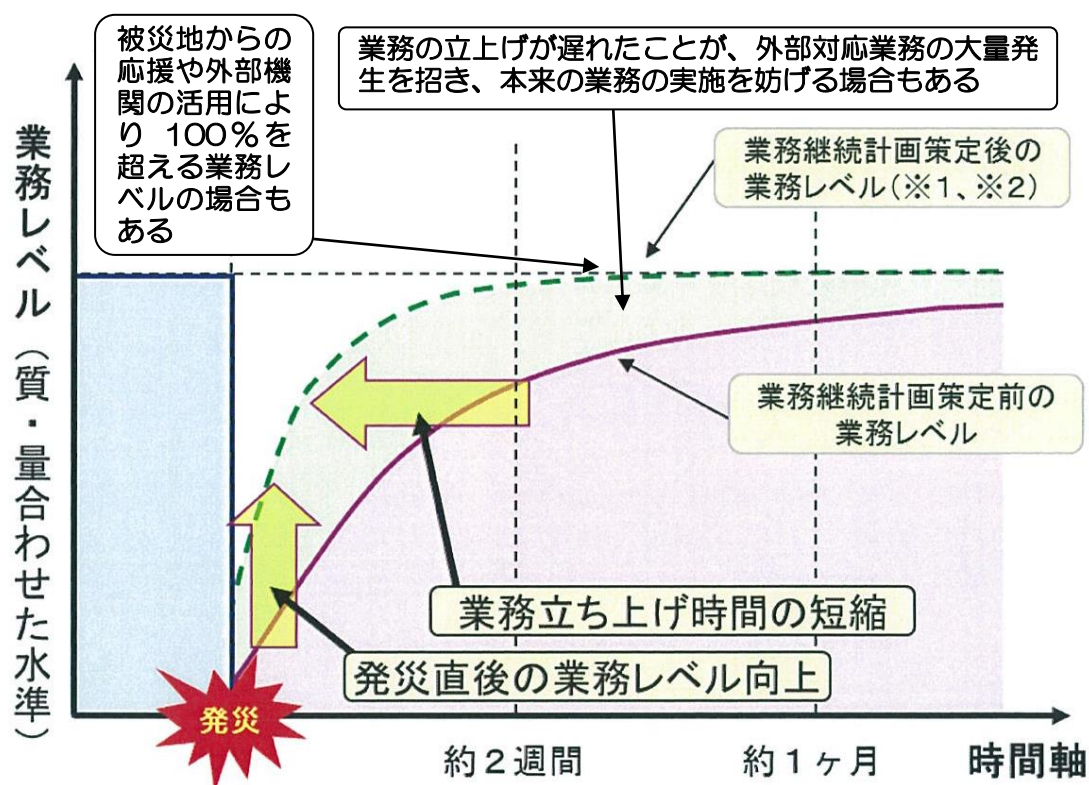
■発災後に地方公共団体が実施する業務の推移



具体的には、地域防災計画では明記されていない優先的に実施すべき業務とその開始時期が明確化され、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果がもたらされることで、より高いレベルで業務継続が行うことができるようになります（次図参照）。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮・向上も期待できます。

■業務継続計画の策定に伴う効果の模式図



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

4 本計画における対象組織

九度山町業務継続計画においては、町地域防災計画の災害対策本部各部・班を構成する全部署を対象とします。

第2 計画の基本方針

基本方針 1

大規模災害時には、住民の生命、身体の保護を最優先するものとし、九度山町地域防災計画及び九度山町業務継続計画に定められた応急対策業務等に従事し、被害を最小限に留めるため全力を尽くす。

全ての職員は、町の災害対応について共通の認識をもち、連携・協力して業務に当たる。また、指示を受けられない状況となっても、自ら、適時・的確に職員として求められる行動を取れるようにする。

基本方針 2

大規模災害時において必要となる物的資源について平常時から備蓄・整備を行うとともに、非常時優先業務を実施するための庁内の必要な人員、資源については全庁的に調整を行う。

特に初動期には、限られた資源を最大限活用するとともに、非常時優先業務に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分を全庁横断的に調整し、外部からの応援についても積極的に受入れる。

基本方針 3

住民生活や施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外の業務については積極的に休止・縮小し、応急対策業務を最優先に実施するとともに、災害時にも継続すべき通常業務の早期再開に努める。

基本方針 4

今後発生しうる課題を検証し、計画の継続的な見直しを行うとともに、全職員の災害対応能力向上のため、職員の参集に限りがある中で他の非常時優先業務にも対応できるよう職員向けの研修・説明会を実施する。

また、想定に基づく実践的な図上訓練の実施など、意識の向上と災害対応能力の向上を図る。

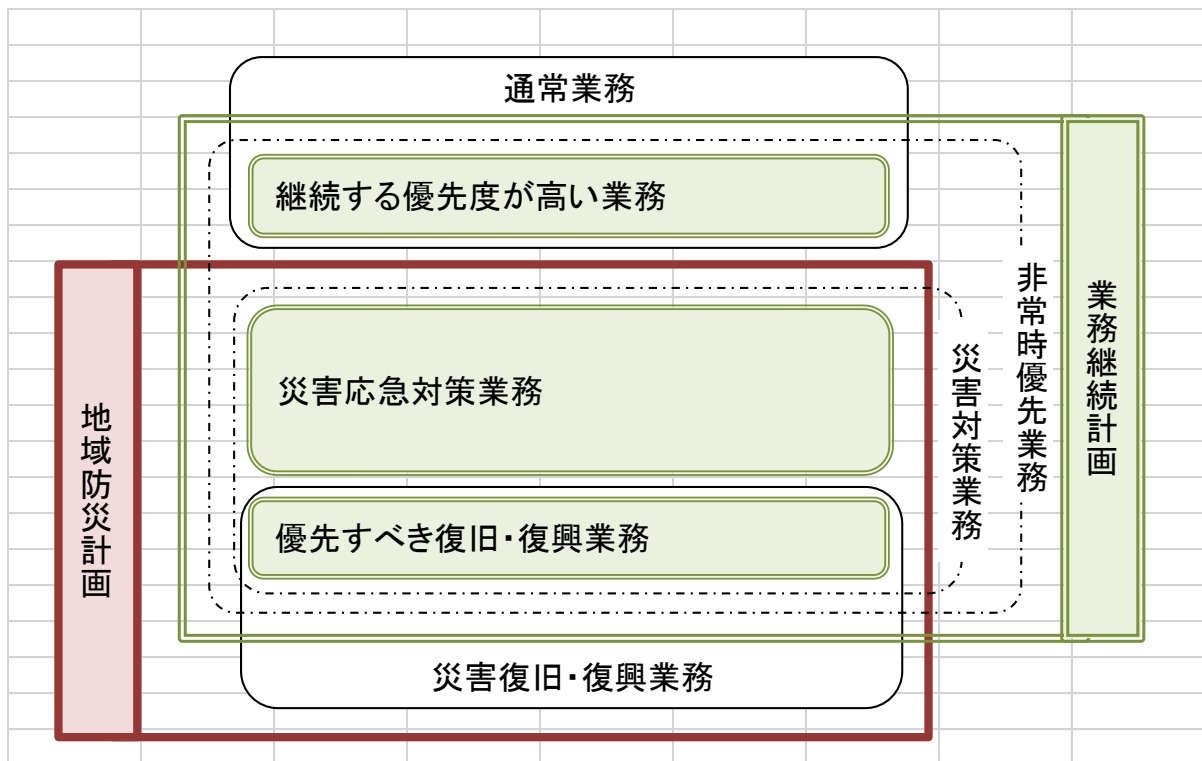
第3 業務継続計画の位置づけ(地域防災計画との関係)

「九度山町地域防災計画」は、九度山町防災会議が策定する計画であり、本町、防災関係機関、事業者及び住民が、災害の予防対策から応急対策、復旧・復興対策として取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画です。また、本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。職員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合の対応までは規定していません。

一方、「九度山町業務継続計画」は、行政の被災も前提とし、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、町が行うべき業務の継続を確保するための計画です。

過去の大規模災害では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられ、地域防災計画に定められた業務を大規模災害発生時にあっても円滑に実施するためには、地方公共団体自身が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておくことが必要になっています。

■地域防災計画と業務継続計画の関係



■地域防災計画と業務継続計画との関係（主な相違点）

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画
行政の被災	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に記載する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の被災を想定（本庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務を対象（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）
業務開始目標時間	<ul style="list-style-type: none"> ・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）
業務に従事する職員の水・食料等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する必要がある。

第4 業務継続計画に特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、必ず定めるべき特に重要な要素として次の6要素があります。市町村はこれらの6要素についてあらかじめ定めておくものとされています。

1 首長不在時の明確な代替順位及び職員の参集体制

首長が不在の場合の職務の代替順位は、地域防災計画で定められています。また、災害時の職員の参集体制を定めます。

➡【P30「第9 業務執行体制の確立」参照】

2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定

本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替施設は、地域防災計画で定められています。

➡【P30「第9 業務執行体制の確立」参照】

3 電気、水、食料等の確保

停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保します。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保します。

➡【P38「第10 業務継続のための執行環境の整備」参照】

4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保します。

➡【P38「第10 業務継続のための執行環境の整備」参照】

5 重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保します。

➡【P38「第10 業務継続のための執行環境の整備」参照】

6 非常時優先業務の整理

非常時に優先して実施すべき業務を整理します。

また、非常時優先業務のうち、「継続すべき通常業務」については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく指定感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）における対応方針案に基づき、感染症への対応に関連する業務区分の優先度を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の3区分で整理します。

➡【P15「第6 非常時優先業務」及び「別紙 非常時優先業務一覧等資料」参照】

第5 前提とする災害事象と被害想定

1 計画策定の前提となる災害事象の設定

業務継続計画における「非常時優先業務の整理」及び「必要資源に関する検討」等を行うためには、九度山町の業務が外部条件によって受ける制約等を把握することが重要になります。

このため、九度山町地域防災計画で想定されている大規模災害及びその発災条件を選定し、被害状況を想定します。

業務継続計画策定における「災害事象の前提条件」は、次のとおりとし、これらの条件を踏まえ、想定する災害を「大規模地震災害」とします。

- 応急業務の中心的な役割を担う町庁舎が最も被害を受ける災害
- 被害が地域全体にわたる災害
- 発災の予測ができない災害



大規模地震災害を想定



- (1) 九度山町業務継続計画で想定する地震は、本町に最も影響を及ぼすと思われる次の地震とする。
- ・東海・東南海・南海3連動地震（以下「3連動地震」という。）
 - ・南海トラフ巨大地震〔理論上最大想定モデル：陸側ケース〕（以下「南海トラフ巨大地震」という。）
 - ・中央構造線断層帯を起震断層とする地震（以下「中央構造線による地震」という。）
- (2) 上記（1）のうち、最大震度6強が想定される「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線による地震」により、建物倒壊のほか死者・負傷者等の人的被害など大規模な被害想定を前提とする。

2 町域の地震被害想定

地震被害想定については、平成26年10月県公表の、「3連動地震」、「南海トラフ巨大地震」及び、平成18年3月県公表の「中央構造線による地震」の3つの地震のうち、震度6強が想定される「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線断層帯による地震」による被害想定とします。

(1) 「3連動地震」「南海トラフ巨大地震」における主な被害想定

■ 「3連動地震」「南海トラフ巨大地震」の規模等【平成26年10月県公表地震被害想定】

想定地震モデル	モデル	地震の規模	震源断層の位置	本町の最大震度
3連動地震	中央防災会議2003年モデル	Mw8.7	南海トラフ (静岡県～高知県)	6弱
南海トラフ巨大地震	内閣府2012年モデル	Mw9.1	南海トラフ (静岡県～宮崎県)	6強

ア 建物被害 (冬18時 風速8m)

	3連動地震	南海トラフ巨大地震
総棟数 [棟]	2,500	2,500
最大震度 [震度]	6弱	6強
揺れ等による全壊棟数 [棟]	5	67
揺れ等による全壊率 [%]	0%	3%
焼失棟数 [棟]	0	1
焼失率 [%]	0%	0%
全壊棟数合計* [棟]	5	68
全壊率* [%]	0%	3%
半壊棟数合計 [棟]	42	330
半壊率 [%]	2%	14%

※揺れ等による全壊棟数：液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

※全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む。

イ 人的被害 (冬18時 風速8m)

		3連動地震	南海トラフ巨大地震
建物倒壊 (震動) による被害 [人]	死者数	0	3
	重傷者数	0	5
	軽傷者数	6	54
建物倒壊 (斜面崩壊) による被害 [人]	死者数	0	1
	重傷者数	0	0
	軽傷者数	0	0
人的被害の合計 [人]	死者数	0	4
	重傷者数	0	5
	軽傷者数	7	55
	閉込者数	0	2

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

ウ 避難者数（夏 12 時 風速 4 m、全員直接避難）

		3 連動地震	南海トラフ巨大地震
発災時人口 [人]		4,100	4,100
避難者総数 [人]	1 日後	7	120
	1 週間後	580	620
	1 か月後	300	120
避難所に避難する者 [人]	1 日後	4	69
	1 週間後	290	310
	1 か月後	88	35
避難所外生活者 [人]	1 日後	3	46
	1 週間後	290	310
	1 か月後	210	80

※避難所避難者は避難者総数の内数である。また、予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

(2) 「中央構造線による地震」における主な被害想定

■ 「中央構造線による地震」の規模等【平成 18 年 3 月県公表地震被害想定】

想定地震モデル	モデル	地震の規模	震源断層の位置	震源断層の深さ	本町の最大震度
中央構造線による地震	中央防災会議の深部地盤モデル	Mw8.0 相当	中央構造線（淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近）	4～14km	6 強

ア 建物被害・火災予測

		中央構造線による地震
現況建物数 [棟]		3,370
地震動による全壊 [棟]		429
液状化による全壊 [棟]		3
がけ崩れによる全壊 [棟]		18
火災による焼失 [棟]	冬 5 時	0
	冬 18 時	30
	夏 12 時	0
総数（全壊・焼失） [棟]	冬 5 時	450
	冬 18 時	475
	夏 12 時	450
全壊・焼失率 [%]	冬 5 時	13.3%
	冬 18 時	14.1%
	夏 12 時	13.3%

イ 要因別死者数

		中央構造線による地震
人口 [人]		6,073
建物倒壊による死者数 [人]	冬5時	25
	冬18時	22
	夏12時	19
がけ崩れによる死者数 [人]	冬5時	2
	冬18時	2
	夏12時	2
火災による死者数 [人]	冬5時	0
	冬18時	0
	夏12時	0
死者の総数 [人]	冬5時	27
	冬18時	24
	夏12時	20

ウ 負傷者・要救助者数

		中央構造線による地震
人口 [人]		6,073
負傷者数 [人]	冬5時	109
	冬18時	86
	夏12時	77
重傷者数 [人]	冬5時	29
	冬18時	23
	夏12時	19
中等傷者数 [人]	冬5時	80
	冬18時	64
	夏12時	58
要救助者数 [人]	冬5時	143
	冬18時	112
	夏12時	104

3 九度山町の被災シナリオ

※「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線による地震」の被害想定を踏まえて設定

項目	発災 ～ 12 時間	12 時間 ～ 72 時間	72 時間 ～ 1 週間	1 週間以降
地盤	<ul style="list-style-type: none"> ○町内のほとんどで震度 6 弱を観測し、一部では震度 6 強の非常に強い揺れも観測される。大きな横揺れが 2～3 分程度続く。その後、大きな余震も発生。 ○町内の一部地域で液状化現象が発生し、噴砂や地盤沈下、護岸の流動化等の発生がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○震度 4～5 強程度の余震が頻発。 ○一部地域では、余震により噴砂が続くところもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○余震継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ○余震継続。徐々に余震減少。
建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震性の低い木造住宅を中心に、揺れにより約 400 棟、液状化により数棟、がけ崩れにより約 20 棟、火災により約 30 棟が焼失する。 (※建物被害は、「中央構造線による地震」の被害想定より引用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○余震に伴い、建物被害が拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ○余震による建物被害が一部拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ○余震による建物被害が一部拡大。
火災	<ul style="list-style-type: none"> ○発災後数箇所から出火し、建物倒壊等による道路閉塞等により、消火活動に支障をきたす可能性がある。 			
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○沿道建物倒壊や道路・橋梁盛土部等で亀裂・陥没・段差、液状化による噴砂等、道路閉塞となる被害が発生。 ○通行可能な幹線道路では、停電の影響もあり、渋滞が発生し、緊急車両にも影響する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路啓開が進められるが、重機等の被災による不足もあり、特に浸水域のがれき除去に時間を要す。 ○緊急輸送道路の啓開が優先され、一般の通行が規制される。 ○救急救護や救援に向かう車両で、主要な道路は渋滞となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路の通行は、迂回路による区間を含めるとほぼ確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な道路の不通箇所は徐々に減少。 ○幹線道路を中心に渋滞発生。 ○町内主要路線の交通がほぼ復旧。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○地震動による高架部・盛土部の被害の影響、及び安全点検のため、全線不通となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全点検後、被災箇所の応急復旧を開始するが、全線不通。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全点検後、被災箇所の応急復旧を開始するが、全線不通。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部区間で復旧。
電力	<ul style="list-style-type: none"> ○発災直後は 9 割以上が停電となる。 ○地震動の大きな地域では、建物倒壊や一部液状化により、電柱・電線に被害が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ○停電エリアの病院等重要施設では、非常用発電装置で対応するが、燃料の供給に支障の可能性。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の大きい一部地域を除き、1 週間後には停電率数%程度まで復旧。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の大きい地域を除き、ほぼ解消する。

項目	発災 ～ 12時間	12時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間以降
通信	<ul style="list-style-type: none"> ○全域で、輻輳（ふくそう）のため通話はほとんどできなくなる。 ○電柱・電線等通信設備の被害から、固定電話も多くで利用困難となり、9割以上の回線が不通。 ○メールもかなりの遅延を生じる。 ○災害用伝言ダイヤルの運用開始。 ○携帯電話、スマートフォンは、停電のため充電できず、徐々に利用できなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○輻輳（ふくそう）は通信量の減少とともに回復していく。 ○1日後の時点では、依然、不通状態は続く。 ○避難所等では、特設公衆電話が配備され始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○重要施設や多くの避難所では、特設公衆電話や移動用無線基地局車の配備等により、通信が確保される。 ○被害の大きいエリア以外は、電力復旧により、不通率数%まで回復する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の大きい地域でも、電柱・電線復旧が進む。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ○管路被害や停電の影響により、9割以上が断水となる。 ○大きな地震動や、一部液状化被害により、漏水する箇所も発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮復旧が始まるが、1日後の断水率は依然7割以上。 ○給水車等による応急給水対応が始まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1週間後でも5割程度の断水状態が続く。 ○配水管の一部で仮設給水栓が設置される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水域以外の配水管路の応急復旧が進む。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○停電による機能支障、管路の一部液状化等被害により、発災直後の支障率は約1割となる。 ○一部液状化によるマンホール浮上等被害も発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急点検、緊急措置が進められる。 ○仮設トイレの設置が進む。 ○し尿等の回収が開始される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○機能回復のための応急復旧が進む。 ○管路は被害の全容把握と並行して仮復旧開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ○液状化被害の一部地域を除き、支障は解消される。
職員・庁舎被害	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場は、揺れによる倒壊は免れるが、天井崩落のほか、壁・柱等の亀裂や窓ガラスの損壊・散乱等の建物被害発生。 ○町役場内は、什器・PC等の転倒や書類の散乱が至るところで発生し、業務再開に時間を要す。 ○町域の被害が多く、通信の不通、暗くなっていることもあり、職員の参集に時間を要し、安否確認も進まない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場内被害やライフライン途絶、必要資源の不足等により、町災害対策本部の運営に支障をきたす。 ○職員の参集が進むが、人員不足が続く。 ○避難者が町役場等公共施設に続々と集まってきて対応に追われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要資源に加え、職員の食料等調達やトイレ確保等にも時間を要す。 ○被害量が多く、行方不明者や復旧状況の問い合わせ等、対応に追われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要資源調達や応援職員の到着により、業務対応が軌道に乗り始める。 ○連日の災害対応業務により、職員の健康問題が発生するおそれ。

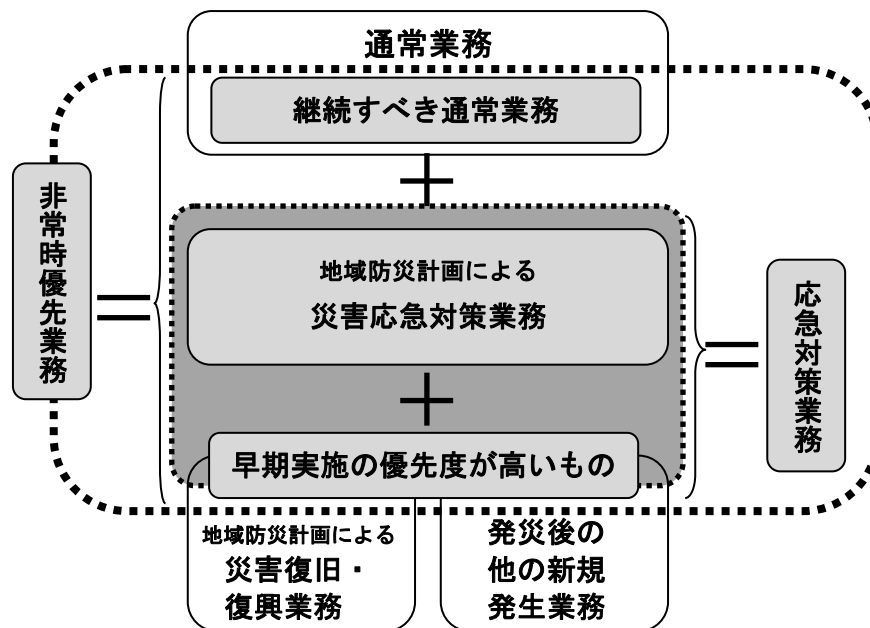
第6 非常時優先業務

1 非常時優先業務とは

非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務です。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを「応急対策業務」という。）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務（「継続すべき通常業務」という。）が対象となります。

■非常時優先業務のイメージ



本計画においては、応急対策業務と継続すべき通常業務について、その緊急性・重要性を考慮した上で、災害時に優先的に行わなければならない業務を次のとおり「非常時優先業務」として位置付けます。

応急対策業務	九度山町地域防災計画【序編】に定められた町災害対策本部の〈初動対応期〉〈救援期〉の分担業務
継続すべき通常業務	九度山町行政組織規則等に基づく各課等の分掌事務のうち、住民の生命・生活・財産・経済活動等を守るための観点から、災害時においても継続すべき業務

2 業務（応急対策業務、通常業務）の着手時期・優先度

(1) 着手時間の基準

発災後の業務着手時間の分類（次の8段階）を行い、選定作業を行いました。

業務開始 目標時期	該当業務区分	代表的業務例
1～3時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の根幹となる体制立上げ業務（人員、場所、通信、情報等） ・組織的な業務遂行に必要な業務（幹部職員補佐、公印管理等） ・被害の把握（被害情報の収集、伝達、報告） ・発災直後の火災等の対策業務（消火、避難、警戒、誘導措置等） ・救助・救急体制の確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） ・避難所の開設、運営業務
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な二次災害予防業務（浸水想定区域等における避難等） ・町管理公共施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） ・災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活支援の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境活動の開始 ・遺体収容活動等の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） ・遺体の取り扱い業務（収容、保管、事務手続き等） ・社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） ・街区の清掃に係る業務（ごみ、がれき処理等） ・災害対策に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） ・業務システムの再開等に係る業務
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の復旧・復興に係る業務（農林商工観光業対策等） ・教育再開に係る業務 ・窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅の確保等） ・金銭の支払い、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）
1か月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の業務 ・休止業務

(2) 着手時間の基準

前記の表において、発災後の業務着手時間の分類を行うとともに、次表の着手時間レベル1～4業務（応急対策業務、継続すべき通常業務）を「非常時優先業務」と定義しました。

■非常時優先業務

着手時間	着手基準
レベル1【L1】 (1日以内の着手)	発災後1日以内に業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
レベル2【L2】 (3日以内の着手)	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
レベル3【L3】 (1週間以内の着手)	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務
レベル4【L4】 (1か月以内の着手)	遅くとも発災後1か月以内に業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務

(3) 非常時優先業務の着手時間の選定結果

非常時優先業務数974件のうち、応急対策業務が793件（着手時間L1が566件、L2が132件、L3が84件、L4が11件）、継続すべき通常業務が181件（着手時間L1が26件、L2が29件、L3が53件、L4が73件）となっています。

■非常時優先業務数の着手時間（全体、単位：件）

着手時間		応急対策業務	継続すべき通常業務	合計
非常時 優先業務	L1（1日以内）	566	26	592
	L2（3日以内）	132	29	161
	L3（1週間以内）	84	53	137
	L4（1か月以内）	11	73	84
合計		793	181	974

※「応急対策業務」「継続すべき通常業務」とも、別途資料「非常時優先業務一覧等資料」の各課の延業務数を示す。

なお、発災時の業務状況に応じて、記載されていない業務が増加することに留意します。

■各課の継続すべき通常業務（3日以内まで）

ア 総務課

分掌事務	着手時期				
	1～3 時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内
文書の管理、收受、査閲及び発送に関すること。				●	
電子計算処理組織の管理運用に関すること。				●	
公用車の管理に関すること。	●				
庁内施設及び設備の管理に関すること。（電話設備）	●				
職員の当直に関すること。					●

イ 地域防災課

分掌事務	着手時期				
	1～3 時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内
防災に関すること	●				
消防に関すること	●				
防災行政無線（メール・LINE等配信含む）に関すること	●				

ウ 企画公室

3日以内の継続すべき通常業務はありません。

エ 消防団

3日以内の継続すべき通常業務はありません。

オ 住民課

分掌事務	着手時期				
	1～3 時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内
し尿処理に関すること				●	
ゴミ処理に関すること				●	
後期高齢者医療(資格)に関すること					●
戸籍に関すること					●
住民基本台帳に関すること					●
埋火葬許可に関すること					●
外国人登録に関すること					●
住民関係事務の他、他課との連絡に関すること					●

カ 福祉課

分掌事務	着手時期				
	1～3 時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内
児童の福祉に関すること					●
母子の福祉に関すること					●
障がい者福祉に関すること（歳末 扶助費に関するを含む）					●
老人の福祉に関すること			●		
公共福祉施設の維持管理に関する こと				●	
災害救助に関すること				●	
民生児童委員(見守り協力員)に関 すること				●	
生活保護に関すること				●	
要保護児童対策地域協議会に関す ること				●	
行旅病死人に関すること					●
課の庶務に関すること					●
介護保険に関すること					●
地域包括支援センターに関するこ と					●
認知症総合支援事業					●
総合相談支援業務・権利擁護業務				●	
介護予防ケアマネジメント業務				●	
指定介護予防ケアプラン				●	
地域包括支援センター庶務				●	

キ 産業振興課

分掌事務	着手時期				
	1～3 時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内
農業者年金に関すること。					●
柿の里振興公社に関すること。				●	

ク 税務課

分掌事務	着手時期				
	1～3 時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内
課税資料の収集及び調査に関する こと。					●
納税証明に関すること。					●
固定資産税台帳及び名寄帳、その 他補助簿整理に関すること。					●
評価証明及び資産証明に関するこ と。					●

ケ 出納室

分掌事務	着手時期				
	1～3 時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内
預金及び資金調整					●
歳計外現金処理					●
窓口受付及び支払事務					●
公印保管に関すること	●				

コ 議会事務局

分掌事務	着手時期				
	1～3 時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内
公印の保管に関すること					●
儀式、接待、交際に関すること					●
慶弔に関すること					●

サ 建設課

分掌事務	着手時期				
	1～3 時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内
公共土木施設災害復旧事業に関する こと。	●				
公共土木施設の維持管理に関する こと。		●			
農業用施設の維持管理に関する こと。			●		
農業用施設災害復旧事業に関する こと。	●				

シ 上下水道課

分掌事務	着手時期				
	1～3 時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内
水道の維持管理に関すること				●	
給水申請窓口業務					●
排水申請窓口業務					●

ス 教育委員会

分掌事務	着手時期				
	1～3 時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内
文化財の保存、保護、指定、各種 調査報告に関すること					●

※継続すべき通常業務（3日以降）及び応急対策業務については、「別紙 非常時優先業務一覧等資料」を参照

(4) 継続すべき通常業務における「感染症への対応に関連する業務」の優先度について

非常時優先業務のうち、「継続すべき通常業務」については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく指定感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）における対応方針案に基づき、感染症への対応に関連する業務区分（優先度）を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の3区分で整理しました。

■指定感染症対応方針案

- 住民の生命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症への対応に関連する業務を優先的に実施する。
- 上記業務を遂行するとともに、住民生活及び地域経済に関わる町の業務を効率的に遂行するため、業務の性質に応じて業務区分を設け、優先的に取組む業務等を明らかにする。

■業務区分（優先度）

継続業務（A）	住民生活や町政運営を維持するために、縮小や休止ができない業務 （例：戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等の諸届及び諸証明に関する業務、生活保護法に基づく援護措置及び措置費関係業務、ホームページの更新業務等）
縮小業務（B）	住民生活や行政運営を維持するために、継続する必要があるものの、取組の簡素化や規模の縮小が可能である業務 （例：会議、その他関係団体等に関する業務等）
休止業務（C）	対象となる期間において、休止や延期をしても住民生活や行政運営に大きな影響を及ぼさない業務 （例：広域行政に関する業務、事務改善に関する業務等）

※継続すべき通常業務の業務区分（優先度）については、「別紙 非常時優先業務一覧等資料」を参照

第7 業務継続計画の発動

1 災害対策本部の設置による発動

(1) 発動要件

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合、災害対策本部を設置します。

■【参考】九度山町災害対策本部設置基準（次の事項の1以上に該当する場合）

- ◆ 本町において震度5弱以上の大規模な地震を発表したとき。又はこれに準ずる地震により災害が予想される時、若しくは周辺で被害が発生したとき。
- ◆ 局地災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ◆ 【警戒レベル3】以上の避難情報が発令されたとき。
- ◆ 災害の発生その他の状況により本部長が必要であると認めたとき。
- ◆ 前記のほか、大規模な災害の発生が予想され、総合的な応急対策を必要とし、設置の必要が認められるとき。

(2) 災害対策本部の意思決定及び発動権限者

災害対策本部の意思決定業務及び、発動権限者（町長不在時の代替順位）は次のとおり。

■災害対策本部の意思決定業務

構成人員	意思決定業務
本部長	1 災害対策本部の設置
〔 町長 〕	2 避難指示等の意思決定
副本部長	3 自衛隊等の派遣要請依頼
〔 教育長 〕	4 県への要請及び広域応援依頼
〔 総括参事 〕	5 災害対策本部の廃止

■発動権限者（町長不在時の代替順位）

- 第1順位：総括参事（副本部長）
- 第2順位：教育長（副本部長）
- 第3順位：総務課長
- 第4順位：企画公室長

2 発令の基準と配備人員

(1) 発令の基準と配備人員

町地域防災計画における、災害対策本部体制の発令の基準と配備人員については、次のとおり。

■災害対策本部体制

体制	基準	配備人員内訳
災害対策本部体制	<p>事態に対処するため、災害防御の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、状況の把握連絡活動を主とする体制をとる。「災害対策本部」が設置される。</p> <p>(1) 本町において震度5弱を発表したとき。</p> <p>(2) 次の各警報の1以上が町域に発表され、かつ、その他の状況から災害の危険が予想される場合 ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報</p> <p>(3) 災害の発生その他の状況により九度山町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要であると認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長、副本部長、部長、副部長 ・ 全総務班員、全記録情報班員 ・ 消防団長、副団長 ・ その他、各班の必要数を配備 ・ 避難所を開設する場合は、避難所開設に要する班員
	<p>第1配備体制を強化するとともに局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。</p> <p>(1) 第1配備体制を強化し、警戒体制を強める必要があるとき。</p> <p>(2) 局地災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 【警戒レベル3】高齢者等避難が発令されたとき。</p> <p>(4) その他本部長が必要と認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長、副本部長、部長、副部長、班長 ・ 全総務班員、全記録情報班員 ・ その他、各班の班員の半数程度と、避難所開設に要する班員を配備 ・ 消防団長が必要とする人数の消防団員
	<p>動員要員の全員をもってあたる完全な体制とし、災害対策に総力を集中する。状況により応援組織が直ちに活動を開始できる体制とする。</p> <p>(1) 本町において震度5強以上の地震を発表したとき、又はこれに準ずる地震により災害が予想されるとき、若しくは周辺で被害が発生したとき。</p> <p>(2) 町内の全域にわたる大規模な災害が発生したとき。</p> <p>(3) 局地災害で被害の甚大な場合、又はそれが予想されるとき。</p> <p>(4) 【警戒レベル4】避難指示、又は【警戒レベル5】緊急安全確保が発令されたとき。</p> <p>(5) その他本部長が必要と認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員 ・ 全消防団員

3 災害対策本部の分担業務

(1) 総務部 [重要意思決定を遂行する体制確立、各種情報を分析し、広報体制を確立]

<初 動 対 応 期>

班	分担業務
総務班 記録情報班 出納班	1 気象予報警報、異常現象又は地震情報の受領、伝達 2 災害対策本部の設置に対する判断をサポート 3 災害対策本部室の設置準備、設置 4 県本部へ災害情報の第1報 5 職員の動員（配備体制は、町長、総括参事、教育長、総務課長、建設課長、地域防災課長による協議）人員の把握及び配備計画 6 救出、消火活動の方針決定及び消防団の活動指令 7 自主防災組織の活動事項の決定、依頼 8 警察署、伊都消防組合との情報交換及び連絡調整 9 県災害対策本部への自衛隊等の派遣要請依頼及び受入準備 10 県災害対策本部、他市町村や消防団への広域応援要請依頼 11 各初動班への本部連絡員による情報交換収集 12 電力、通信等の各種機関との優先復旧に関する調整 13 初動対応期の通信の総括、災害情報の分析 14 避難指示等の伝達及び救出に関する広報（消防団・自主防災組織） 15 報道機関への広報体制の確立及び各種災害広報 16 安否電話及び災害問い合わせへの対応 17 職員及び職員の家族の安否情報の収集
機動班 (消防団)	1 災害の警戒及び人命に係る災害情報収集報告 2 火災防御活動（水防活動）等の災害防御 3 人命の救出及び救急協力 4 避難指示等による町民の避難誘導 5 初動対応期における死者及び行方不明者の搜索

<救 援 期>

班	分担業務
総務班	1 本部会議の運営に関すること 2 九度山町防災会議に関すること 3 本部庶務に関すること 4 本部、各部及び関係防災機関との連絡調整に関すること 5 各部各班との連絡調整に関すること 6 被害の取りまとめ及び被害報告作成に関すること 7 町有財産の災害対策及び被害調査に関すること 8 職員の給食に関すること

班	分担業務
	9 職員の医療救護及び公務災害に関すること 10 災害関係予算に関すること 11 議会関係の視察及び見舞い等来庁者の接遇に関すること 12 議会関係の連絡調整に関すること 13 その他災害対策に関する連絡調整に関すること 14 消防団の出動に関すること 15 自主防災組織との連絡調整に関すること
記録情報班	1 災害情報の集約・分析に関すること 2 報道機関に対する情報の提供、その他連絡に関すること 3 災害記録写真の撮影に関すること
出納班	1 災害対策に必要な現金及び物品の収納に関すること 2 義援金の受付及び保管に関すること
機動班 (消防団)	1 死者及び行方不明者の捜索に関すること 2 障害物除去作業の協力に関すること

(2) 救助部 [迅速な町民の医療救護活動、適切な衛生管理、的確な町民の避難・救護、適切な避難生活支援]

<初動対応期>

班	分担業務
救助班 衛生班	1 応急医療需要の把握及び医療機関の被害状況把握、医療可能病院の把握 2 応急医療に要する医薬品等の確保 3 要配慮者の避難誘導及び確認 4 日赤その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請 5 初動対応期における死体の処理及び埋火葬
物資班 (資材部食糧 班・輸送班 と連携)	1 初動対応期における非常炊き出し、その他による食糧の確保及び配分 2 初動対応期における生活必需物資の確保及び配分 3 初動対応期における緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・配車

<救 援 期>

班	分担業務
救助班	1 災害救助法の運用に関すること 2 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関すること 3 ボランティア、奉仕団の受入れ調整及び連携に関すること 4 避難所の健康・巡回診療に関すること 5 災害時要配慮者の保護に関すること 6 受傷被災者の調査に関すること 7 応急仮設住宅の入居に関すること 8 被災者に対する資金の貸付け及び弔慰金等の支払いに関すること
物資班	1 生活必需物資の確保及び配分に関すること 2 広域応援職員の受入れに関すること 3 義援品の受付及び配分に関すること 4 義援金の配分に関すること
衛生班	1 災害時の防疫に関すること 2 生活ごみ及びし尿処理計画の総合調整に関すること 3 死体の処理及び埋火葬に関すること 4 仮設トイレの設置に関すること

(3) 調査部 [重要意思決定を判断する情報収集]

<初 動 対 応 期>

班	分担業務
第一班 第二班 第三班 第四班 第五班	1 情報連絡員として倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所、道路及び河川等の情報収集及び報告 2 避難所開設状況の情報収集及び報告 3 初動対応期の通信手段途絶の際の広報車による「救出・避難」に関する災害情報広報 4 避難者、住宅残留者等の給食需要の把握

<救 援 期>

班	分担業務
第一班 第二班 第三班 第四班 第五班	1 住家被害状況の調査に関すること 2 災害救助法の適用申請に関すること 3 罹災証明書の発行に関すること 4 安否電話及び災害問い合わせへの対応に関すること 5 被災者に対する徴税の減免及び徴収猶予に関すること 6 農林商工業の被害調査に関すること

(4) 資材部 [的確な町民の避難・救援、適切な避難生活支援]

<初 動 対 応 期>

班	分担業務
食糧班 輸送班 (救助部物資) (班と連携)	1 初動対応期における非常炊き出し、その他による食糧の確保及び配分 2 初動対応期における生活必需物資の確保及び配分 3 初動対応期における緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・配車

<救 援 期>

班	分担業務
食糧班	1 非常炊き出し、その他による食品の確保及び配分に関する事
輸送班	1 車両の調達及び配車に関する事 2 生活必需物資及び食糧の輸送に関する事

(5) 建設部 [的確な町民の避難・救護、適切な避難生活支援、早期の救出機材の調達、緊急の道路確保]

<初 動 対 応 期>

班	分担業務
土木復旧班	1 救出・救助に係る建設重機等の調達 2 避難路及び輸送路等重要道路施設の応急復旧 3 仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等応急交通対策 4 主要上下水道施設の点検及び被害調査 5 初動活動期における応急給水活動 6 防災基幹施設への優先復旧計画作成及び応急復旧工事

<救 援 期>

班	分担業務
土木復旧班	1 土木及び公園関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 農業用施設の被害調査に関する事 3 災害廃棄物の処理に関する事 4 応急仮設住宅等の建設及び入居に関する事 5 町営住宅の応急修理に関する事 6 災害救助法に基づく住宅の応急修理及び建築物の危険度判定に関する事 7 応急給水活動に関する事 8 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 9 下水道等施設の被害調査及び応急復旧に関する事

(6) 教育部 [的確な町民の避難・救護、適切な避難生活支援]

<初 動 対 応 期>

班	分担業務
教育班	1 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導 2 避難所の開設・収容及び報告

<救 援 期>

班	分担業務
教育班	1 避難所の運営に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4 災害時の教育器具の調達指導に関する事 5 災害時の応急教育に関する事 6 学校その他教育機関との連絡調整に関する事 7 文教関係の義援金品の受理及び配布に関する事 8 各社会教育団体との連絡調整に関する事

第8 職員参集の予測

令和4年10月～11月に実施した「職員非常時参集等調査」結果より、参集可能職員数及び参集率を推計しました。

[家族等の事情を考慮した場合]の条件に加え、自宅の被害可能性を考慮（調査票問4「自宅の土砂災害被害」において「大いにありうる」「ありうる」「無回答」でいずれか該当する回答者、又は調査票問11において「旧耐震基準の建築物で耐震改修をしていない」「わからない」「無回答」でいずれか該当する回答者）した場合として、大規模地震発生時に自宅が被害にあう可能性の高い回答者について参集時間を計24時間加算し集計しました。

24時間（1日）以内の参集率は、64.7%。

シミュレーション3	合計	大規模地震発生時、徒歩での通勤時間（累積）					
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	無回答
全体	85 100.0	4 4.7	10 11.8	13 15.3	55 64.7	85 100.0	0 0.0
企画公室	6 100.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7	4 66.7	6 100.0	0 0.0
総務課	10 100.0	1 10.0	3 30.0	4 40.0	8 80.0	10 100.0	0 0.0
地域防災課	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	3 100.0	0 0.0
議会事務局	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 100.0	0 0.0
出納室	3 100.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	3 100.0	3 100.0	0 0.0
産業振興課	8 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 50.0	8 100.0	0 0.0
住民課	9 100.0	1 11.1	1 11.1	2 22.2	7 77.8	9 100.0	0 0.0
福祉課	9 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 33.3	9 100.0	0 0.0
税務課	6 100.0	1 16.7	2 33.3	2 33.3	4 66.7	6 100.0	0 0.0
建設課	7 100.0	1 14.3	1 14.3	1 14.3	4 57.1	7 100.0	0 0.0
上下水道課	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 33.3	6 100.0	0 0.0
教育委員会	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 66.7	6 100.0	0 0.0
公民館	6 100.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7	5 83.3	6 100.0	0 0.0
九度山幼稚園	4 100.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	3 75.0	4 100.0	0 0.0

※1 参集時間は、問8通勤距離をもとに、災害時の状況を踏まえ、以下のとおり換算

参集時間	1時間以内	3時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内
通勤距離	2km以内	6km以内	10km以内	20km以内	60km以内

※「家族等の事情を考慮しない場合の推計シミュレーション」及び「家族等の事情のみを考慮した場合の推計シミュレーション」については、「末尾資料」を参照

第9 業務執行体制の確立

1 初動態勢の確立

(1) 首長不在時の代替順位【再掲】

災害対策本部長である町長が不在や事故等により業務が遂行できない場合は、総括参事（副本部長）、教育長（副本部長）、総務課長、企画公室長の順でその業務を代理することとなります。

■町長不在時の職務代行の順位

- 第1順位：総括参事（副本部長）
- 第2順位：教育長（副本部長）
- 第3順位：総務課長
- 第4順位：企画公室長

(2) 指揮命令系統の確立

災害時に組織を維持し、業務を迅速かつ的確に執行していくためには、各所属の指揮命令系統を確立しておくことが重要です。このため、所属長の被災や出張などによる不在により長時間連絡が取れず、指示を仰ぐことができない場合に備え、各所属における指揮命令系統を確立するものとします。

ア 所属長が不在の場合の代行者の選定

各所属において、所属長が不在の場合に備え、事前に複数の臨時代行者及び代行順位を決定しておくものとします。

イ 職務の代行

意思決定権者が不在の場合の職務の代行は、次の方針により行います。

- (ア) 災害時に意思決定権者と連絡が取れない場合は、あらかじめ定めた順序でその職務を代行する。
- (イ) 意思決定権者が勤務地に参集できない状況にあっても、常時連絡が取れる状態で指示を仰ぐことが可能な場合は、その職務の代行は行わない。

ウ 発災時の対応手順

- (ア) 発災時に各所属部署は、指揮命令系統を確保するため、速やかに意思決定権者の登庁を確認する。
- (イ) 連絡が取れなかった場合及び参集が困難な場合は、他の幹部と連絡を取り職務の代行を行う。

(3) 災害対策本部の設置場所

設置場所	ふるさとセンター（本庁舎代替施設）内 4 F 会議室に設置
-------------	-------------------------------

※町本庁舎（昭和41年5月竣工）は建築基準法の旧耐震基準施設のため、災害対策本部の設置場所については、代替施設の「ふるさとセンター内」に設置

※災害対策本部室配置図は、町地域防災計画（序編）P14を参照

(4) 事務局の対応

ア 災害対策本部事務局の設置

総務部総務班職員（総務課・地域防災課職員）は、直ちに「ふるさとセンター4 F 会議室」に集合し、休日及び夜間の場合は日直職員から事務引継ぎを受け、災害対策本部事務局職員として情報収集や応急対策等の業務に従事するとともに、本部会議の開催や事務局の活動が行えるよう災害対策本部の運営などの準備を行います。

■災害対策本部を運営する上で必要な物品等

- ・看板（九度山町災害対策本部）の設置
- ・ホワイトボード等の設置
- ・パソコン、TV等機器類の起動
- ・災害対応電話の設置
- ・被害状況（様式）の準備
- ・管内地図の準備
- ・町地域防災計画、マニュアル等の準備
- ・会議室、執務室内の片付け、整理

イ 関係機関連絡員の受入準備

大規模地震発生時には、県、自衛隊、警察署、消防機関、消防団等関係機関と救援活動や情報収集等について活動の調整を行いながら、迅速かつ的確に災害対応を実施していくため、関係機関連絡員の町災害対策本部への派遣を要請することとなります。このため、事務局はこれら連絡員の受入態勢を整えておく必要があります。

- ・駐車スペースの確保
- ・災害対策本部設置場所に、待機場所を確保
- ・調整協議を行う場所の確保

2 必要な人員体制の確保

(1) 職員の安否確認

発災時には、非常時優先業務の従事職員を確保するため、職員の被災状況や安否の確認、参集可能な職員の把握を行い、業務の執行体制を確保します。

ア 電話輻輳等に対する対策

○基本は電話連絡とするが、携帯電話メール（職員参集メール）や災害用伝言ダイヤルなどによる連絡体制を整備する。

【安否確認の方法】

(ア) 職員の安否確認

- ・安否状況は、所属課等单位で把握し、本部に報告する。
- ・参集が可能な職員は、安否報告ができない場合でも参集を優先とし、参集途中で随時報告を試みることにする。
- ・携帯電話を所有していないなどの理由により、メールによる安否が報告できない職員については、電話によるものとする。
- ・安否確認は、本人の安否及び出勤の可否等（家族の被災等により出勤できない場合を含む。）について行うものとする。（例：無事、○時頃には出勤可能）

(イ) 職員の家族の安否確認

- ・所属長は、非常時優先業務に従事するため、家族の安否を確認する余裕のない職員がいる場合、他の所属員に対し、当該職員に代わって家族の安否確認を行うよう指示する。
- ・家族が被災した場合など家族の安否確認が取れない場合は、所属長の了解を得た上で帰宅する。この場合、家族の安全が確保できたときには、所属長に報告の上、参集等の指示を仰ぐことにする。

(2) 職員の参集

ア 職員の参集体制

全職員は、本町において震度5強以上の揺れが発生した時点（第3配備体制）で、所属長から指示を待つことなく参集することとなっています。

時間外勤務時に大規模地震が発生した場合は、職員の参集率が低いことが予想されるため、定められた各部・班の分担業務にこだわらず、**配備体制が整うまで順次参集した職員により、災害対策本部の立上げをはじめ、必要な業務を行う**ものとします。

なお、参集に当たっての留意事項は、次のとおり。

■参集に当たっての留意事項

- 服装
作業服など動きやすい服装、運動靴、帽子、手袋等
- 携帯品
飲料水、食料（1日程度）、着替え、洗面具、タオル、携帯ラジオ、懐中電灯、携帯電話等
- 参集手段
1 km圏内の職員については、自動車等は原則使用しない。
※防災関係機関受入のための駐車スペースを確保するため、近距離の職員は徒歩、自転車で参集

参集が困難な場合は、原則、所属長への安否報告を行った上で、次のとおり対応するものとします。

■参集が困難な事由

- 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院等の必要がある場合
- 職員の住宅又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難している場合
- 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難な場合
- 参集途上において、救命活動等に参加する必要が生じた場合
- 公共交通機関又は交通手段が途絶した場合で、その距離が概ね20km以上の場合

■対応方法

- 所属長へ安否報告と自身の状況を報告する。
- 参集が可能となった場合は、所属長へ連絡し指示を受ける。
- 所属長は災害対策本部へ報告し、人員が不足する部署への配置を検討する。
- 所属長へ安否報告を行うとともに、被害状況等を報告する。
- 救命活動等の対応が完了次第、本庁舎へ参集する。
- 本庁舎に参集し、所属長へ参集した旨を報告する。

イ 発災時の対応手順

職員の参集状況を踏まえ、発災時の対応手順については、次のとおり対応することとします。

- 職員は、ふるさとセンター（本庁舎代替施設）に参集し、非常時優先業務に就く。
- 本庁舎が被災し使用が困難な場合は、災害対策本部の指示に従う。
- 各部署の参集状況は、各課等で取りまとめ、発災1時間後、2時間後、3時間後に、それ以降は3時間経過ごとに災害対策本部（総務部総務班）へ報告する。

ウ 職員間の応援・連携体制、受援計画等の運用

職員参集後、多くの非常時優先業務を実施しなければなりません、必ずしも業務に従事する職員が参集できるとは限らないため、業務に支障をきたす時間帯が出てくることが予想されます。

また、各部で職員が不足する場合は、本部及び各部間で職員連携が必要となるため、次の『職員配備調整方針』に基づき、全庁的に職員の配置を行うものとします。

災害対策本部内における庁内他部署からの応援でも不足する場合や、専門的な知識（保健師、栄養士、応急危険度判定士等）を有する業務で職員が不足することも想定され、また、県及び他市町村等からの職員の応援又は派遣の要請をする必要も想定されることから、事前に不足が予想される専門職の把握、応援受入体制を整備するとともに、町受援計画（令和4年度策定）に基づく人的応援受入を積極的に運用するものとします。

■職員配備調整方針

職員は、ふるさとセンター（本庁舎代替施設）に参集した場合は、参集した旨を所属長に報告し、各所属で担当する非常時優先業務に従事する。

所属長及び本部は、職員の参集状況を共有する。

○発災後3時間を目途に、参集した人員の中で業務の配分調整を行い、集中的に優先業務に人員を投入する。

○非常時優先業務中、職員不足により所属内で非常時優先業務の遂行が困難な場合は、本部に要請する。

○本部は、参集人数が多い部、非常時優先業務量が少ない部から不足する部へ職員の異動を指示する。

【専門職を要請する場合】

○専門的な知識を有する災害対応については、現在の職員では対応できない状況も予想され、平常時から必要と思われる職員数の確保を検討する。

○町受援計画に基づき、本部から県及び他市町村等へ人的応援を要請する手順を把握し、様式等を準備する。

エ 発災時の勤務体制

本町で大規模地震災害が発生した場合は、業務によっては長時間職場にとどまらなければならない職員が発生することも予想され、長時間に及ぶ非常時優先業務を適確に継続していくためには、職員の健康面に配慮した勤務体制を整備しておくことが重要になっています。このため、発災時の勤務体制は、次の方針に基づき、整備するものとします。

■発災時の職員勤務体制方針

- 発災後数日間は交代要員を確保することが困難であることが予想されることから参集職員は各自可能な範囲で休憩や睡眠等を取る。
- 本部は、職員が休息・休養・仮眠できるスペースを確保する。
- 所属長は、長時間勤務に対する職員の健康面に配慮するため、なるべく早い段階で、交代勤務体制を整備する。
- 所属長は、職員が3日間を超えて帰宅しない日がないように留意しなければならない。
- 発災直後や非常時優先業務に従事する過程においては、多大な精神的ストレスを受けることが予想されることから、職員へのこころのケア対策に十分配慮する。

オ その他

その他職員参集において必要な項目については、次のとおり。

- 職員は、地震による自宅の被害を軽減し、確実に参集できるよう家具の固定や住宅の耐震化に努める。
- 配備基準に示されている職員動員体制により、職員が自主的に登庁、配備に着くことを明確にする。
- 勤務時間中に発災した場合は、職員や来庁者が被災する可能性もあることから、負傷者の救出や応急手当などの措置が行えるよう、必要な資機材や備品の備蓄に努める。
- 勤務時間外に参集する場合は、食料や着替え等を可能な限り持参するものとし、あらかじめ各家庭で準備をしておくよう周知を図る。

3 業務執行体制に関する課題と対策

(1) 現況

本庁舎	代替施設（ふるさとセンター）
<ul style="list-style-type: none">○本庁舎（昭和41年5月竣工）は、建築基準法の旧耐震基準施設○災害対策本部立上げのための訓練や、避難所開設・運営等の訓練は未実施	<ul style="list-style-type: none">○災害対策本部設置場所は、本庁舎代替施設となる「ふるさとセンター内 4階会議室となっている。○必要機器等のレイアウト等を含めた災害対策本部配置図は、町地域防災計画（序編）P14を参照

(2) 課題と今後の取組

課題

- 発災後24時間の参集可能職員数を約65% (P29「第8 職員参集の予測」)と予測
- 各課初動計画(マニュアル)の更新
- 災害対策本部立上げ訓練の検討
- 避難所(福祉避難所を含む)の設置・運営の手順等訓練の検討
- 勤務時間外(休日、夜間)における職員参集方法(職員参集メール・電話等)の実効性の確保が必要
- 発災当初は、一般加入電話及び携帯電話とも輻輳の影響を受けるため、電話での確認には困難が予想される。
- 参集した職員においては長時間勤務などの過度の負担が生じ健康への影響も懸念される。
- 住家被害認定・応急危険度判定の実施、罹災証明書発行対応(家屋調査士)、避難所運営等の対応職員、防災担当職員(防災業務の知識を習得した職員)、消防団職員等の不足
- 多様な業務に対応出来る職員の育成

(3) 具体的取組

① 災害対策本部設置の手順書(職員行動マニュアル等)の更新等

- 発災後、速やかに設置できるよう本部設置の手順を明確にする。
- 本部設置の手順書を活用した本部設置訓練を実施し、総務部総務班(総務課・地域防災課)職員が不在であっても他の職員が設置できる体制構築を検討する。

② 職員の緊急時における対応の明確化

- 「第9章 業務執行体制の確立 2 必要な人員体制の確保」の内容を職員に周知し、緊急時の対応方法を明確にする。

③ 町受援計画の運用

- 県及び他市町村等からの職員の応援又は派遣の要請をする必要も想定されることから、応援受入体制を整備するとともに、町受援計画(令和4年度策定)に基づく人的応援受入を積極的に運用する。

④ 専門分野対応職員不足に伴う、専門的資格を要する人員やボランティアとの連携

- 専門的な知識や資格を有する専門人員（医師、看護師、保健師、応急危険度判定士等）との連携強化を図る。
 - 避難所での炊出しや、災害廃棄物処理等の応急・復旧業務では、一般ボランティアとの連携強化を図る。
-

⑤ 災害対策本部設置等の図上訓練、避難所開設・運営等訓練の実施

- 大規模地震災害発生時のシナリオを作成の上、災害対策本部立上げの図上シミュレーション訓練を行う。
 - 地域住民と連携の上、避難所開設・運営等訓練の実施を検討する。
-

第10 業務継続のための執行環境の整備

1 本庁舎

(1) 災害対策本部の設置場所

九度山町地域防災計画において、本部の設置場所は、本庁舎代替施設の「ふるさとセンター内 4F 会議室」と定めています。

(2) 現況

本庁舎		代替施設（ふるさとセンター）	
○役場庁舎の現況		○代替施設（ふるさとセンター）の現況	
竣工日	昭和41年5月竣工	竣工日	平成5年3月竣工
建築面積	1,671㎡	建築面積	4,691.95㎡
建築敷地面積	6,874㎡	建築敷地面積	6,711㎡
延床面積	1,851.00㎡	延床面積	2,835㎡
構造種別	RC造（鉄筋コンクリート造）	構造種別	RC造（鉄筋コンクリート造）
階数	地上3階、塔屋2階	階数	地上5階

(3) 課題と今後の取組

課題

- 本庁舎（旧耐震基準施設）の被災想定を考慮し、速やかに業務を開始できる執務室の確保
- 執務室内のロッカーやキャビネットの固定、机上へは不要な書類等を置かない等の対策

(4) 具体的取組

1-① 本庁舎使用不能を想定した、速やかな執務室の確保

本庁舎被災に伴う施設機能低下を想定し、次の対応手順により執務室を確保する。

○本庁舎内の被災状況の確認

ア 総務課は、発災後速やかに本庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断する。

立入禁止等の措置が必要な場合は、その旨を表示する。

イ 総務課は、本庁舎の被災状況及び本庁舎利用上の注意点について、庁内に周知する。

ウ 各所属長は、各執務室の被害状況を取りまとめ、災害対策本部（総務部総務班〔総務課〕）へ報告する。

○代替執務室（ふるさとセンター）への移転

ア 総務課は、本庁舎内の執務室等の使用が不可能と判断した場合は、速やかに代替執務室を指定し、当該部署に移転を指示する。

イ 移転の指示があった部署は、速やかに移転し、業務を再開する。

1-② 執務室のロッカー等の固定、机上の整理

○平常時における備えとして、次の対策を実施する。

ア ロッカー、キャビネット等の転倒、ガラスの飛散等の防止対策の実施

イ ロッカー、キャビネット等の上など高所に書類や荷物等を置かないよう徹底

ウ 書類整理を徹底し、不要な書類を机上に置かないよう徹底

○非常時優先業務を実施する上では、活動スペースを確保することが最優先であるため、次の業務を実施する。（代替執務室も同様に実施）

ア 登庁した職員は、非常時優先業務の業務継続に支障のない範囲で、執務室内に散乱した机やロッカー、キャビネット等の片付けを行い、執務環境を整える。

イ 各主管課は、部署内執務室の被災状況を取りまとめ、災害対策本部へ報告する。

2 電力

(1) 現況

非常用電源は、代替施設（ふるさとセンター）のみ

○非常用電源の状況

設置場所	公用車車庫隣
稼働時間	連続運転時間 2、3 時間

○非常用発電機の起動方法、燃料の備蓄状況、操作マニュアル

起動方法	停電発生時に自動稼働
燃料備蓄状況	容器に35L
操作マニュアル	取扱説明書有

○非常用発電機による電力配分

停電後、10秒以内に送電

※民間事業者との燃料協定（2件）。非常用自家発電機の点検を2～3年に1回実施。

(2) 課題と今後の取組

課題

- 停電時に備えた電源対策（本庁舎代替施設：ふるさとセンター）
- 非常用電源の使用場所が少ない。
- 長期間停電した場合に備えた非常用発電機の燃料確保
- 停電時における早期復旧の連絡体制

(3) 具体的取組

2-① 停電時における早期復旧の連絡体制

- 停電時の早期復旧が円滑な非常時優先業務実施につながるため、次により対応する。
 - ア 総務課は、停電の優先的な復旧を電気事業者に要請する。
 - イ 総務課は、非常用発電設備の燃料補給体制を整える。

2-② 長期間停電した場合の非常用発電機の燃料確保（本庁舎代替施設：ふるさとセンター）

- 代替施設のふるさとセンターには非常用電源が設置されているが、稼働時間が最大3時間のほか、備蓄燃料も限定されているため、被災に伴う長期停電時の対応として、最優先で燃料確保を行う。町内燃料取扱業者との、災害時における燃料の優先供給に関する協定により燃料確保を行う。
- 燃料の確保は、代替施設（ふるさとセンター）の電力確保に限らず、公用車の燃料や避難所運営時等においても極めて重要であるため、協定等により燃料確保を行う。
- 使用電力量が限られた状態となるため、優先的に使用する機器類を選定する。

2-③**使用可能な非常用コンセント及び電源供給機器の確認**

- 代替施設（ふるさとセンター）の非常用コンセントの位置情報を平常時に確認するとともに、庁内全部署において共有する。
 - 代替施設（ふるさとセンター）の非常用電源に接続可能な機器類の確認を行うとともに、庁内全部署において情報共有する。
-

3 上水道

(1) 現況

本庁舎		代替施設（ふるさとセンター）
○受水槽等の状況		
容量	9,000L	
設置場所	受水槽：公用車車庫隣 高架水槽：役場庁舎屋上	

※メンテナンス業者との発災直後の協定なし。

(2) 課題と今後の取組

課題	○断水でも使用できるよう飲料水の確保が必要
	○漏水などの可能性があり、給排水管への健全性が確認できるまで上水道が使用できないおそれあり

(3) 具体的取組

3-① 早急な漏水箇所の確認

- 漏水による二次災害を防止するため、総務課は、発災後速やかに給排水を停止し、その旨を本庁舎及び代替施設（ふるさとセンター）に周知する。
- 給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開できるよう措置を講じる。
- 備蓄飲料水等を少しでも長く持たせるため、職員は可能な限り節約に努める。また、速やかに給排水管の被害状況を確認するための手順書を作成し、円滑な点検を行う。

3-② 飲料水等の確保

- 断水の間は、自動販売機の飲料水や備蓄飲料水等で対応するが、流通業者等との事前協定締結等により飲料水等の流通備蓄を検討する。

4 多様な通信手段の確保

(1) 現況

本庁舎	代替施設（ふるさとセンター）
<p>○固定電話の状況</p> <p>役場の代表及び各課直通電話はひかり電話を採用。停電時は使用不可。</p>	<p>○固定電話の状況</p> <p>災害時には、特設公衆用電話（3回線）を1階ロビーに設置（本回線は印刷室に配備）。</p>
<p>○県総合防災情報システムの状況</p> <p>セキュリティクラウド上で入力を行うが、万が一、セキュリティクラウドでインターネット接続できない場合でも、インターネット環境さえあればシステム入力可能。</p>	
<p>○町防災行政無線の状況</p>	
<p>●同報系：（令和5年3月31日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局（役場庁舎）1局、中継局（日の出）、簡易中継局（柿平）、再送信子局（中古沢）、屋外子局（デジタル）22局、屋外子局（アナログ）17局 ・戸別受信機（アナログ約200台、デジタル42台） ・連携システム：放送内容が以下システムに自動連携しているため、防災行政無線情報の取得が可能。 （登録制メール、町公式LINE、町ホームページ、防災行政無線電話応答サービス） <p>●移動系</p> <p>■ぼうさいくどやま200</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数：158.35MHz ・台数：1台 ・設置場所：役場（防災無線室） ・可搬型 <p>■ぼうさいくどやま1～26（孤立集落無線機）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数：466.775MHz ・台数：26台 ・設置場所：町内の児童館等（ぼうさいくどやま1～16）、防災無線室（ぼうさいくどやま17～26） ・可搬型 	
<p>○電源の確保、充電の状況</p>	
<p>●同報系</p> <p>■役場敷地内の親局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直流電源装置、DCACインバータ、無停電電源装置（UPS）が入っており、停電時は無瞬断にて庁舎敷地内の非常用発電機からの電源が供給可能となってい 	

本庁舎**代替施設（ふるさとセンター）**

る。(72時間以上)

- ・また、庁舎敷地内の発電機が故障した場合においても、直流電源装置のバッテリーにて24時間以上システムを稼働することが可能となっている。

■屋外拡声子局

- ・5分放送、55分待ち受け条件にて72時間以上の放送が可能なバッテリーを搭載している。

●移動系**■ぼうさいくどやま200、ぼうさいくどやま1～16**

- ・無線機1台につき、可搬型無線用電池1個と補助電池ケース用電池2個を配備している。

→2日間の電池容量。

※電池については、令和元年から令和2年にかけて新品に交換済。

■ぼうさいくどやま17～26

- ・無線機1台につき、可搬型無線用電池1個を配備している。

→1日間の電池容量。(車両のシガーソケット対応)

※電池については、令和元年から令和2年にかけて新品に交換済。

○地域防災課職員以外の職員の使用方法の習得状況**●同報系**

- ・過去に地域防災課に所属していた職員（無線従事者養成課程受講者）に対し、デジタル化への移行時に基本的な操作を周知。また、無線室に操作マニュアルを配備している。

●移動系

- ・年1回、役場庁舎と地域住民（孤立集落地区）との間で、通信訓練を実施。

○インターネット（メール配信サービスを含む）の状況**●メール配信サービス**

- ・(株)アルカディアのシステムを利用しており、インターネット上で入力を行っている。
- ・メール・LINE・HP等で周知することが可能。

○戸別受信機、孤立集落無線機の状況**●戸別受信機****■役場庁舎**

- ・デジタル戸別受信機1台を役場（地域防災課・建設課・日直室）に配備し、放送の際の異常の有無について確認を行っている。

■避難所

- ・指定避難所に1台ずつ配備している。

●孤立集落無線機

- ・移動系の無線機として、15施設（児童館、集会所等）に配備している。年1回、通信訓練を行っている。

○衛星携帯電話の状況

孤立集落対応用に2台（北又児童会館・青洲へき地集会所）配備している。

（2）課題と今後の取組

課題

- 各通信手段の現状と災害時の使用可否の把握・確認が必要
- 防災関連システムや防災行政無線の操作など、操作できる職員が限られている業務がある
- 使用可能な通信機器の位置表示と継続的な操作方法の習得が必要
- 使用する際の優先順位の決定
- 使用可能なPC等の通信機器の不足

（3）具体的取組

4-①

複数の通信手段の確保と災害時の使用可否の把握

- 一般電話は災害初期には使用できないことも想定されることから、複数の通信手段を確保する。
- 限られた通信手段を有効に活用するため、各手段のメリット・デメリットを分析し、デメリットについての対策を検討する（例：内蔵バッテリーを定期的に充電し、ある程度の使用時間を確保する。蓄電池を購入する。等）。
- 電話事業者に対し、災害時優先電話の増設を要請する。

4-②

使用する際の優先順位の決定

- 限られた回線数を有効に活用するため、使用する際の優先順位を検討する。

4-③

使用可能な通信機器の位置表示と操作方法の習得

- どの電話が災害時優先電話かを周知し、誰が見ても分かるように受話器等に災害時優先電話であることを表示する。（災害時優先電話は地域防災課、上下水道課に設置）
- 防災行政無線の操作方法について、引き続き地域防災課職員以外の職員への習得に努める。
- その他の機器についても、操作マニュアルを作成する。

5 重要な行政データのバックアップ

(1) 現況

各主管課における行政データのバックアップ状況については、町業務継続計画非常時優先業務一覧等資料（令和4年度）のとおり。

(2) 課題と今後の取組

課題

- 庁舎倒壊により紙媒体で援護者台帳が使えない場合、クラウドシステムの台帳を閲覧できる環境整備
- 被災状況下においても、電算システム及びGIS（地図情報システム）が使用できる環境の整備
- 農林業に係る被害状況の把握については、農政業務支援システム・林地台帳管理システムの復旧が必要
- 上記のほか、各システムの障害等への対策
- 紙媒体で保管している場合の保管場所の把握

(3) 具体的取組

5-① 各システムの障害等への対策

- 固定されていないサーバ・情報機器は、転倒・落下等により使用不可となる可能性があり、各利用部署の業務再開時間の遅滞を招くため、固定・補強等の耐震対策を推進する。
- 保守契約業者と連携し、迅速な復旧体制を構築する（復旧に関するマニュアルの作成、各担当者との連絡一覧の作成）。
- システム環境を含めた庁舎の代替施設の検討

5-② 被災時の早急なシステム復旧

- 総務課及び各主管課は、情報システム機器の物的損壊の確認を行うとともに、保守点検業者に保守要員の派遣要請を行う。
- 総務課及び各主管課は、保守点検業者と連携し迅速なシステムの復旧を図る。
- 総務課及び各主管課は、システムの被災状況及び復旧見込みについて、災害対策本部に適宜報告するとともに、庁内に周知する。

5-③ 紙媒体の保管データの対策

- 紙媒体で保管している図面等の保管場所一覧を作成する。
- 書庫の破損により書類の持ち出しが困難になる可能性もあるため、災害時に必要な重要書類の保管場所の検討を行う。

6 エレベーター・空調

(1) 現況

本庁舎		代替施設（ふるさとセンター）	
○エレベーターの停電時の動作		○エレベーターの停電時の動作	
<p>停電を感知した場合に、動力電源をバッテリーに切替え、自動的に最寄り階に着床し戸を開ける。一定時間後、戸を自動的に閉め、停電が終わると自動的に正常運転に戻る。</p> <p>※メンテナンス業者との発災直後の保守点検及び協定締結等なし。（年間保守点検で対応）</p>		<p>停電を感知した場合に、動力電源をバッテリーに切替え、自動的に最寄り階に着床し戸を開ける。一定時間後、戸を自動的に閉め、停電が終わると自動的に正常運転に戻る。</p> <p>※メンテナンス業者との発災直後の保守点検及び協定締結等なし。（年間保守点検で対応）</p>	
○空調システムの現況		○空調システムの現況	
システム	1・2階ビル用マルチエアコン、3階リモートコンデンサー型工場用エアコン	システム	1～3階ビル用マルチエアコン、4・5階リモートコンデンサー型工場用エアコン
燃料種類	電気	燃料種類	電気
持続時間	なし	持続時間	非常用電源2、3時間以内
※メンテナンス業者との発災直後の協定なし。		※メンテナンス業者との発災直後の協定なし。	

(2) 課題と今後の取組

課題	○エレベーターの復旧対策についての検討
	○電源の復旧状況により、空調の優先使用の限定も想定されるため、夏季・冬季の発災を想定した冷暖房対策が必要
	○空調の復旧対策についての検討

(3) 具体的取組

6-① エレベーターが緊急停止した場合の対応の確認

- エレベーターが緊急停止した場合の対応手順書を作成する。
 - ア エレベーターの管制状況についての確認
 - イ 保守点検業者に対し、優先的な点検・復旧の要請方法
 - ウ 点検の結果、エレベーターの使用制限を行う場合の施設内周知方法
 - エ 閉じ込めがあった場合は迅速な救出に努めるとともに、常に救出目途等の情報提供を行うなど、閉じ込められた者の不安解消対策
- 災害時の長時間の閉じ込めに対応するため、重要な復旧対象とするよう昇降機保守事業者との契約見直し等を行う。

6-② 夏季・冬季の発災を想定した冷暖房対策

- 冷暖房器具は防災資機材として購入しているが、必要に応じて拡充を行う。
 - 特に、冬季の暖房対策は重要であるため、石油ストーブ等の暖房器具及び灯油の確保について検討する。
 - 暖房用機器の災害時リース協定等の締結を検討する。
-

6-③ 空調の復旧対策

- 空調が停止した場合の対応手順書を作成する。
 - ア 総務課は、空調の被害について確認を行う。
 - イ 総務課は、保守点検業者に対し、優先的な点検・復旧を要請し、早期の運転再開に努める。
 - ウ 点検の結果、空調の使用制限を行う必要があると判断した場合は、その旨本庁舎及び代替施設（ふるさとセンター）内に周知する。
-

7 食料・飲料水・トイレ・消耗品の確保及び備蓄、その他

(1) 現況

本庁舎	代替施設（ふるさとセンター）	
○水や食料等の備蓄状況		
備蓄状況	非常食料は、災害時の拠点となる施設15箇所に、分散備蓄を備蓄している。	
職員用の備蓄	職員用の備蓄食料としては、主に防災備蓄倉庫に備蓄している。 (九度山地区の住民用として兼用)	
備蓄数	○防災備蓄倉庫の備蓄数（令和5年3月31日時点）	
	主食	1,550食
	副食	300食
	汁物	250食
	水（500ml）	1,334本
<p>※外部資源について：次に掲げる防災協定を結んでいる業者から速やかに調達すること で対応し、状況により県等に応援を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における食糧（米）の供給に関する協定書（三林商店） ・災害時における食料品の提供に関する協定書（大谷食品株式会社） ・災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター） ・災害時における物資の供給に関する協定書（(株)プラス/よってって道の駅九度山 店） ・災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ） 		
○受水槽の水の飲料水としての利用		
<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽の水は飲料水として利用することを想定。 ・9,000L受水槽内に確保しており、職員約100人を想定し1日3L×7日＝2,310L ・既に7日分確保。 		
<p>※メンテナンス業者との発災直後の保守点検及び協定締結等なし。</p>		
○消耗品の常時保管量		
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙は所定の場所常時ストック。 ・常時保管量は通常業務で使用する10日程度分。 		
<p>※次に掲げる防災協定を結んでいる業者から速やかに調達すること で対応し、状況により県等に応援を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター） 		

本庁舎	代替施設（ふるさとセンター）
・災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）	
○トイレの使用可能状況 ・停電及び断水状況でのトイレの使用は不可。	○トイレの使用可能状況 ・停電及び断水状況でのトイレの使用は不可。
○簡易トイレ等の備蓄状況	
○防災備蓄倉庫の備蓄数（令和4年12月1日時点）	
仮設トイレ（組立式）	1台
防災用簡易トイレ	ドント・コイ【5,500回】（洋式）1台
簡易トイレ（便器取付型）	2,900枚
○町全体の備蓄数（令和4年12月1日時点）	
仮設トイレ（組立式）	1台
防災用簡易トイレ	12台（ドント・コイ【5,500回】4台、ベンクイック【8,000回】3台、ラップポン【200回】5台）
簡易トイレ（便器取付型）	17,100枚
マンホールトイレ	4台
※次に掲げる防災協定を結んでいる業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。	
・災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	
・災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）	

（2）課題と今後の取組

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○非常時優先業務実施に支障を出さないため、職員用の食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布等の備蓄を行う。 ○消耗品は、通常程度の備蓄となっており、各課には十分な余裕はないため、長期間の業務に支障が発生するおそれがある。
-----------	---

（3）具体的取組

7-① 職員用の食料・飲料水・簡易トイレ・毛布等の備蓄

- 非常食料は賞味期限により毎年購入・更新しているほか、毛布・トイレは必要数を確保している。引き続き、職員用の食料・飲料水、簡易トイレ等の備蓄計画を作成し備蓄を実施する（備蓄する日数・人数等の検討）。
- 食料備蓄は、住民用の備蓄と併せるとかなりの量となるため、職員に対して、勤務先での食料及び飲料水の備蓄を推進する（1日程度）。

7-② 各種消耗品の備蓄等

- コピー機等機具類の保守点検等チェック体制を確保する。
 - 災害対応時に必要な事務用品をリストアップし、保有状況を把握しておくとともに、常時必要量を確保しておく。
 - 町内の事務用品取扱業者と災害時における提供について協議する。
 - 救助用資機材、救急箱、懐中電灯等の必要量を備蓄する。
-

7-③ 民間協力団体等との協定締結等

- 民間協力団体等と食料・生活必需品の緊急調達等の各種協定の締結を引き続き推進する。
 - 協定の実効性を確保するため、協力関係団体に防災訓練や図上訓練等への積極的な参加・協力を要請し、実践的な連携訓練を実施する。
-

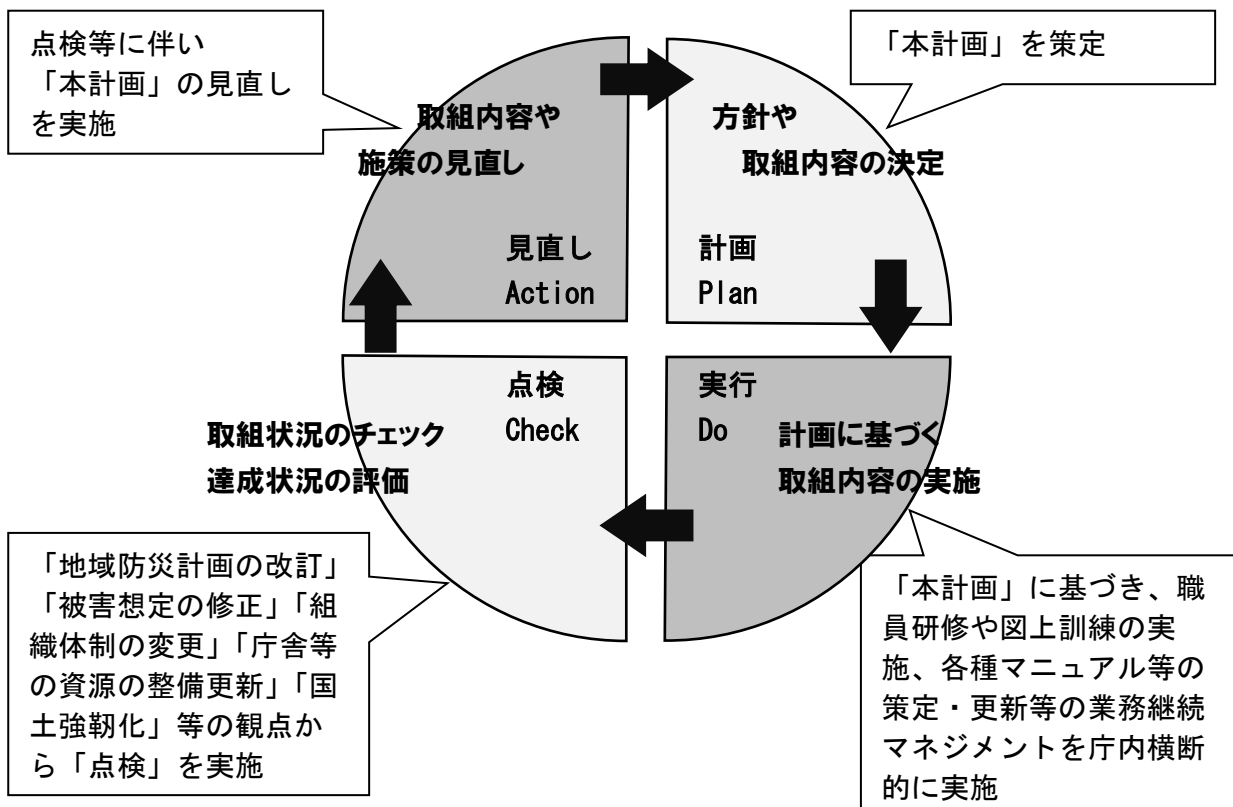
第11 業務継続計画の推進等

1 業務継続計画の点検・見直し

本計画は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、策定当初より完全な計画及び体制になるものではなく、引き続き発災時に実際に機能する計画とするために、計画、実行、点検及び見直し（P D C A※）の観点から、定期的に計画の実効性等を点検し、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改訂・見直しを行っていくものとします。

次の場合に本計画を点検し、必要であれば見直しを検討します。

- ア 地域防災計画に改訂があった場合
- イ 地域防災計画との不整合が生じた場合
- ウ 組織体制や分担業務等に改編があった場合
- エ 訓練により改善点が判明した場合
- オ その他必要があった場合



※P D C A：計画（P L A N）、実行（D O）、点検（C H E C K）、見直し（A C T I O N）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの

2 実効性の確保

本計画で明らかとなった業務継続上の課題を克服し、町として責務を果たすことができるよう、着実に対策を実施していく必要があります。

九度山町地域防災計画及び本計画に基づき、発災時に実施しなければならない業務を確実に遂行するため、各部署においては、具体的な災害時のマニュアル等を整備・更新し、より実効性を高めていくものとします。

また、大規模災害時には行政だけでは対応しきれない部分もあるため、地域やボランティアなどの支援、関係機関や各種団体と締結している災害時の協定などを確認し、非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するものとします。

3 教育・訓練

本町の業務継続体制の確立に向け、日頃より全庁的及び各所属において、計画的に研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上に取り組む必要があります。

大規模災害時に、的確に業務継続を遂行するためには、職員一人ひとりが災害時の役割や施設等の資源制約の可能性等について平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるように対応能力を向上させていくことが求められます。

また、本計画の適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うものとします。

■ 末尾資料

1 「職員非常時参集等調査」による「家族等の事情を考慮しない場合の推計シミュレーション」

調査結果をベースに家族等の事情を考慮しない場合の参集可能人員数を集計。
24時間（1日）以内の参集率は、94.1%。

シミュレーション1	合計	大規模地震発生時、徒歩での通勤時間（累積）					
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	無回答
全体	85 100.0	28 32.9	62 72.9	73 85.9	80 94.1	85 100.0	0 0.0
企画公室	6 100.0	2 33.3	5 83.3	6 100.0	6 100.0	6 100.0	0 0.0
総務課	10 100.0	4 40.0	9 90.0	10 100.0	10 100.0	10 100.0	0 0.0
地域防災課	3 100.0	2 66.7	3 100.0	3 100.0	3 100.0	3 100.0	0 0.0
議会事務局	2 100.0	0 0.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	0 0.0
出納室	3 100.0	0 0.0	1 33.3	3 100.0	3 100.0	3 100.0	0 0.0
産業振興課	8 100.0	4 50.0	8 100.0	8 100.0	8 100.0	8 100.0	0 0.0
住民課	9 100.0	3 33.3	6 66.7	9 100.0	9 100.0	9 100.0	0 0.0
福祉課	9 100.0	0 0.0	5 55.6	6 66.7	7 77.8	9 100.0	0 0.0
税務課	6 100.0	3 50.0	4 66.7	5 83.3	5 83.3	6 100.0	0 0.0
建設課	7 100.0	3 42.9	5 71.4	5 71.4	6 85.7	7 100.0	0 0.0
上下水道課	6 100.0	2 33.3	3 50.0	4 66.7	5 83.3	6 100.0	0 0.0
教育委員会	6 100.0	2 33.3	3 50.0	4 66.7	6 100.0	6 100.0	0 0.0
公民館	6 100.0	3 50.0	6 100.0	6 100.0	6 100.0	6 100.0	0 0.0
九度山幼稚園	4 100.0	0 0.0	2 50.0	2 50.0	4 100.0	4 100.0	0 0.0

※1 参集時間は、問8通勤距離をもとに、災害時の状況を踏まえ、以下のとおり換算

参集時間	1時間以内	3時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内
通勤距離	2km以内	6km以内	10km以内	20km以内	60km以内

2 「職員非常時参集等調査」による「家族等の事情のみを考慮した場合の推計シミュレーション」

調査結果をベースに家族等の事情を考慮（調査票問 13 において「家族等の事情ですぐには参集できない可能性がある」の回答を考慮）した場合として、問 13 の「速やかに自宅出発可能」以外の回答者について参集時間を 12 時間加算し集計。

24 時間（1 日）以内の参集率は、89.4%。

シミュレーション2	合計	大規模地震発生時、徒歩での通勤時間（累積）					
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	無回答
全体	85 100.0	16 18.8	33 38.8	38 44.7	76 89.4	85 100.0	0 0.0
企画公室	6 100.0	0 0.0	2 33.3	3 50.0	6 100.0	6 100.0	0 0.0
総務課	10 100.0	1 10.0	5 50.0	6 60.0	10 100.0	10 100.0	0 0.0
地域防災課	3 100.0	2 66.7	2 66.7	2 66.7	3 100.0	3 100.0	0 0.0
議会事務局	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0	2 100.0	0 0.0
出納室	3 100.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7	3 100.0	3 100.0	0 0.0
産業振興課	8 100.0	1 12.5	3 37.5	3 37.5	8 100.0	8 100.0	0 0.0
住民課	9 100.0	2 22.2	2 22.2	4 44.4	9 100.0	9 100.0	0 0.0
福祉課	9 100.0	0 0.0	2 22.2	2 22.2	6 66.7	9 100.0	0 0.0
税務課	6 100.0	2 33.3	3 50.0	3 50.0	5 83.3	6 100.0	0 0.0
建設課	7 100.0	3 42.9	3 42.9	3 42.9	6 85.7	7 100.0	0 0.0
上下水道課	6 100.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	4 66.7	6 100.0	0 0.0
教育委員会	6 100.0	2 33.3	2 33.3	2 33.3	5 83.3	6 100.0	0 0.0
公民館	6 100.0	2 33.3	4 66.7	4 66.7	6 100.0	6 100.0	0 0.0
九度山幼稚園	4 100.0	0 0.0	2 50.0	2 50.0	3 75.0	4 100.0	0 0.0

※1 参集時間は、問8通勤距離をもとに、災害時の状況を踏まえ、以下のとおり換算

参集時間	1時間以内	3時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内
通勤距離	2km以内	6km以内	10km以内	20km以内	60km以内

九度山町業務継続計画

発行日 : 令和5年3月

編集 : 九度山町 地域防災課

発行者 : 九度山町

住所 : 〒648-0198

和歌山県伊都郡九度山町九度山 1190

TEL : 0736-54-2019